

平成30年度地域包括支援センター事業運営評価について

1 評価にあたってのヒアリングについて

令和元年5月8日から6月4日の間、基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型」という）職員3～4名が、各委託型地域包括支援センター（以下「センター」という）に出向き、1時間程度のヒアリングを行った。

ヒアリング実施前に、基幹型で、全センターの自己評価を読み込み、各センターに質問すべき項目や内容及び、国の評価指標に照らし合わせ、全センターで同じ評価となるべき項目等について、協議を行った。

ヒアリングの主なポイントは、次のとおり。

- 全センターで同じ評価となるべき項目についての調整
- 各センターの自己評価の根拠や具体的な内容・取組
- 各センターが抱えている課題や共有しておきたい事項 等

2 全センターで同じ評価になるべき指標について～市の取組の結果、×になる項目

項番	内容	判断理由	改善等
Q 17	市町村から、年度当初までにセンター職員を対象とした研修計画が示されているか。	評価時点が「評価実施年度の4月末までとなっている。 ○研修内容等については、管理責任者会等で日頃から協議しているが、計画として、提示したのが、30年度第1回管理責任者会（5月開催）であったため。	令和元年度については、4月に管理責任者会を開催し、研修計画を示した。
Q 30	相談事例の終結条件を市町村と共有しているか。	前年度の実績が評価対象。相談事例の終結条件を定め、データ又は紙面で整備されていることが要件。 ○市と終結条件を共有していないため。	中間ヒアリングで、各センターに相談事例の終結状況等について確認。終結条件は様々であるため、継続して検討していく必要がある。
Q 36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が市町村から共有されているか。	前年度の実績が評価対象。 データまたは紙面で共有されている場合に指標を満たしているものとして取り扱う。 ○標記案件と思われる相談事例に対しては、市とセンターが協力しながら対応しているが、判断基準をデータまたは紙面で示していないため。	一概に判断基準の明確化が良いとはいえないため、現状では、その必要性の有無も含め検討する必要がある。

Q 48	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	前年度の実績が対象。経年的とは概ね3年を指す。 ○本市においては、毎月、月報で相談件数等は把握しているが、介護支援専門員からの相談事例の内容を整理・分類した様式ではなかったため。	29年度から、介護支援専門員からの相談事例の内容を整理・分類した様式に改めている。
Q 49	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象。 開催計画に地域ケア会議の5つの機能が盛り込まれていることが必要。 ○包括的支援事業の実施方針や地域ケア会議ガイドラインで示しているが、地域ケア個別会議の導入に向け、協議を重ねていたことにより、スケジュールを提示できたのは、5月以降であったため。	令和元年度については、平成31年3月に、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」を改訂し、4月の管理責任者会で、開催計画を示した。
Q 58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象。 考え方、類型、実施の手順、具体的なツール及び多職種の活用について全て記載していることが評価対象。 ○集団指導講習会（9月）で周知を行ったため。	令和元年度も集団指導講習会を活用して、周知予定。
Q 61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象。 指針を作成し、紙面又はデータで共有されていることが評価対象。 ○公平性・中立性の確保については、月報等で把握し、必要に応じて意見交換をしているが、指針の作成にはいたっていないため。	各センターが置かれている環境が異なるため、一律で、評価する水準を示すことは困難と考えている。